

柏原市地域防災計画

令和4年4月

柏原市防災会議

目 次

第 1 編 総則

(総則一)

第 1 章	計画の目的及び前提	1
第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の目標及び位置づけ	1
第 3	計画の構成	1
第 2 節	市域の概況	2
第 1	位置及び面積	2
第 2	自然的条件	3
第 3	社会的条件	5
第 3 節	災害の履歴	7
第 1	地震災害の履歴	7
第 2	風水害の履歴	7
第 3	土砂災害の履歴	7
第 4 節	災害の想定	9
第 1	地震災害	9
第 2	風水害	11
第 3	土砂災害	11
第 2 章	計画の基本方針	13
第 1 節	計画の方針	13
第 1	基本目標	13
第 2	防災施策の大綱	14
第 3	計画的な災害対策の実施	14
第 2 節	市・関係機関の業務の大綱	16
第 1	市	16
第 2	柏原羽曳野藤井寺消防組合	18
第 3	柏羽藤環境事業組合	19
第 4	府	19
第 5	大阪府柏原警察署	19
第 6	自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団第 36 普通科連隊）	19
第 7	指定地方行政機関	19
第 8	指定公共機関及び指定地方公共機関	20
第 9	公共的団体等	22
第 3 節	市民、事業者の基本的責務	24
第 1	市民の基本的責務	24

第2	事業者の基本的責務.....	24
第3	NPO・ボランティア等多様な機関との連携.....	25
第4節	計画の運用.....	26
第1	計画の修正.....	26
第2	計画の習熟.....	26
第3	計画の進捗の把握.....	26

第2編 災害予防対策

(予防一)

第1章	災害に強いまちづくり	1
第1節	都市の防災機能の強化	1
第1	市街地の整備	1
第2	防災空間の確保	2
第3	都市基盤施設の防災機能の強化	3
第4	土木構造物の耐震対策	3
第5	ライフライン災害予防対策	4
第6	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	6
第2節	建築物等の安全対策	8
第1	建築物等の耐震対策	8
第2	建築物等の防火・安全化対策	9
第3	空き家等の対策	10
第4	文化財の保護	10
第3節	水害予防対策	11
第1	河川・水路の整備	11
第2	水害減災対策の推進	12
第3	特定都市河川流域の総合治水対策	17
第4	下水道整備	17
第5	ため池の総合的な防災・減災対策	18
第6	農地防災対策	18
第4節	地盤災害予防対策	19
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	19
第2	土石流対策（砂防）	20
第3	地すべり対策	20
第4	急傾斜地崩壊対策	22
第5	山地災害対策	23
第6	宅地防災対策	23
第7	土砂災害情報相互通報システムの運用	24
第5節	危険物等災害予防対策の推進	25
第1	危険物災害予防対策	25
第2	高圧ガス災害予防対策	25
第3	火薬類災害予防対策	26
第4	毒物・劇物災害予防対策	26
第5	放射線災害予防対策	27
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	28
第1	対象地区	28
第2	計画の初年度	28

第3	計画対象事業	28
第2章	防災体制の整備	29
第1節	防災組織及び活動組織の整備	29
第1	防災体制の整備	29
第2	活動組織の整備・充実	29
第3	災害対策本部	30
第4	警戒本部	36
第5	初動本部	38
第6	情報収集体制	38
第7	動員体制の整備・充実	39
第8	防災拠点機能等の確保・充実	40
第9	地域防災拠点の整備	41
第10	防災体制の強化	42
第11	関係機関等との連携体制の整備	42
第12	関連計画、マニュアルの作成・運用	43
第13	災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備	45
第14	防災用資機材等の確保	45
第2節	情報収集伝達体制の整備	46
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	46
第2	情報収集伝達体制の強化	46
第3	通信手段の整備	46
第4	災害広報体制の整備	47
第5	災害情報共有化の推進	48
第3節	火災予防対策の推進	49
第1	建築物等の火災予防対策	49
第2	林野火災予防対策	51
第4節	消防・救助・救急体制の整備	52
第1	消防計画の策定	52
第2	消防体制の充実強化	53
第3	救急救助体制の充実	55
第4	応援体制の充実	56
第5	連携体制の整備	56
第5節	応急医療体制の整備	57
第1	災害医療の基本的考え方	57
第2	応急医療体制の整備・拡充	58
第3	現地医療体制の整備	58
第4	後方医療体制の充実	59
第5	医療品等の確保体制の整備	59
第6	患者等搬送体制の整備	60
第7	個別疾病対策の推進	60

第8	地域医療連携の推進	60
第9	医療関係者に対する訓練の実施	60
第6節	緊急輸送体制の整備	61
第1	陸上輸送体制の整備	61
第2	航空輸送体制の整備	63
第3	交通混乱の防止対策	63
第7節	避難受入体制の確立	64
第1	避難場所、避難路の指定	64
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	65
第3	指定避難所の指定、整備	65
第4	避難者の受入れ	67
第5	避難指示等の事前準備	67
第6	避難誘導体制の整備	69
第7	広域避難体制の整備	70
第8	応急仮設住宅対策	70
第9	罹（り）災証明書の発行体制の整備	70
第8節	二次災害防止体制の整備	72
第1	応急危険度判定体制の整備	72
第2	斜面判定制度の活用	72
第9節	緊急物資の確保供給体制の整備	73
第1	飲料水の確保	73
第2	食料及び生活必需品の確保	73
第3	市民における備蓄の推進	75
第10節	ライフライン確保体制の整備	76
第1	上水道	76
第2	下水道	76
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	77
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	78
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社関西支店、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等）	79
第6	市民への広報	80
第7	倒木等への対策	80
第11節	交通確保体制の整備	81
第1	鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）	81
第2	道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）	81
第12節	営農対策の推進	82
第1	指導体制の確立	82
第2	営農技術の確立及び普及	82
第3	畜産対策	82
第3章	災害に強い人づくり	83

第1節	防災訓練及び職員の防災教育	83
第1	実施する訓練内容	83
第2	職員に対する防災教育（人材の育成）	84
第2節	防災意識の高揚	86
第1	防災知識の普及啓発等	86
第2	災害教訓の伝承	88
第3節	自主防災体制の整備	89
第1	地区防災計画の策定等	89
第2	自主防災組織の育成	89
第3	事業者による自主防災体制の整備	90
第4	救助・初期消火活動の支援	91
第4節	避難行動要支援者支援体制の整備	92
第1	福祉のまちづくりの推進	92
第2	避難行動要支援者支援プランの作成	92
第3	避難行動要支援者名簿の作成・運用	93
第4	社会福祉施設等における対策	94
第5	外国人への対策	95
第6	その他の要配慮者に対する支援体制の整備	95
第5節	学校の防災教育	98
第1	学校における防災教育	98
第2	保育所における防災対策	99
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	101
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発	101
第2	駅周辺における滞留者対策の体制確保	101
第3	道路や鉄道の情報共有のしくみの確立と啓発	101
第4	代替輸送確保の仕組みの構築（バス等）	102
第5	徒歩帰宅者への支援体制の確保	102
第7節	ボランティア活動環境の整備	103
第1	受入体制の整備	103
第2	人材の育成	104
第3	ボランティア活動の支援体制の整備	104
第4	ボランティアの事前登録	104
第5	情報共有会議の整備・強化	104
第8節	企業防災の促進	105
第9節	防災に関する調査研究の推進	107
第1	防災関係機関との地域防災計画にかかわる情報交換	107
第2	防災に関する学術的刊行物、一般刊行物の収集整理	107
第3	市の防災上問題となる事項の調査研究	107

第3編 災害応急対策

(災害応急一)

第1章	地震災害応急対策	1
第1節	地震情報等の収集・伝達	1
第1	情報の収集	1
第2	地震情報等の伝達系統	2
第2節	地震災害発生時の組織動員	3
第1	地震時の組織動員の概要	3
第2	活動体制の確立	3
第3	災害対策本部の設置	4
第4	警戒本部の設置	5
第5	情報収集体制	7
第6	各課避難所担当職員による初動体制	7
第7	動員体制	8
第8	参集場所	11
第9	参集途上の活動	11
第3節	地震水防応急対策	12
第1	水門・樋門等の操作	12
第2	応急措置	12
第3	資機材の調達	12
第2章	風水害応急対策	13
第1節	気象予警報等の収集・伝達	13
第1	情報の収集	13
第2	気象予警報等の伝達系統	20
第2節	風水害時の組織動員	28
第1	災害対策本部の設置	28
第2	警戒本部の設置	30
第3	初動本部	31
第4	情報収集体制	31
第5	動員体制	32
第6	参集場所	34
第7	参集途上の活動	35
第3節	水防活動	36
第1	水防の責任者	36
第2	情報の収集	36
第3	予警報とその措置	37
第4	出動準備及び出動	38
第5	監視及び警戒	39
第6	水防作業	39

第7	水防解除	40
第8	水防報告と水防記録	40
第4節	土砂災害警戒活動	41
第1	警戒活動	41
第2	情報収集	42
第3	異常現象発見時の通報	43
第4	ライフライン・交通等警戒活動	44
第3章	災害発生後の活動	46
第1節	情報の収集・伝達	46
第1	情報の収集・伝達系統	46
第2	被害状況の把握	47
第3	被害状況等の集約・整理等	52
第4	通信手段の確保	52
第2節	災害広報・広聴対策	54
第1	災害広報	54
第2	報道機関への情報提供等	56
第3	広聴活動の実施	56
第4	府による災害モード宣言の発信	57
第3節	応援の要請・受入れ	59
第1	応援要請の依頼	59
第2	行政機関への応援の要請・受入れ	60
第3	消防活動にかかる応援の要請・受入れ	63
第4	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	64
第5	民間事業者等に対する協力要請	64
第6	被災市町村に対する応援	65
第7	関係機関の連絡調整	65
第4節	自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	66
第1	自衛隊に対する災害派遣要請	66
第2	災害派遣部隊の受入れ	67
第3	派遣部隊の救援活動	68
第4	派遣部隊の撤収要請	69
第5	災害派遣に伴う経費の負担	69
第5節	職員の活動環境、安全確保等	70
第1	職員の活動環境	70
第2	職員の安全確保	70
第6節	消火・救助対策	71
第1	震災警防体制	71
第2	災害発生状況の把握	72
第3	震災消防活動	72
第4	人命救助活動	73

第5	行方不明者の捜索	73
第6	各機関による連絡会議の設置	73
第7	消防団の活動	74
第8	自主防災組織等による活動	74
第9	惨事ストレス対策	74
第7節	応急医療対策	75
第1	災害時医療救護体制の確保	75
第2	現地医療対策	77
第3	後方医療対策	78
第4	医薬品等の調達・確保	79
第5	個別疾病対策	79
第8節	避難受入活動	80
第1	避難行動	80
第2	避難行動要支援者への支援	86
第3	指定避難所の開設・管理	88
第4	広域避難	92
第5	広域一時滞在への対応	92
第9節	市有施設、空地等の運用	93
第1	市有施設、空地等の現況把握	93
第2	利用ニーズの申請	93
第3	施設・空地利用の調整・管理	94
第10節	緊急物資の供給	95
第1	物資等の事前状況確認	96
第2	給水活動	96
第3	食料の供給	97
第4	生活必需品の供給	98
第5	物資の緊急輸送拠点の設置・運営	99
第11節	緊急輸送活動	102
第1	陸上輸送	102
第2	航空輸送	105
第3	交通規制	105
第12節	二次災害の防止	108
第1	公共土木施設等	108
第2	建築物	111
第3	危険物施設等	112
第4	放射性物質（放射性同位元素にかかる施設等）	113
第13節	ライフラインの確保	114
第1	被害状況の報告	114
第2	上水道（市、大阪広域水道企業団）	114
第3	下水道施設（市、府）	115

第4	電力供給施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	115
第5	ガス供給施設（大阪ガスネットワーク株式会社）	116
第6	電気通信施設（西日本電信電話株式会社等）	116
第7	応急復旧に向けた関係機関間の調整等	117
第14節	交通の機能確保	118
第1	障害物の除去	118
第2	各施設管理者における復旧	118
第15節	農林関係応急対策	119
第1	農業用施設	119
第2	農作物	119
第3	畜産	119
第4	林産物	120
第16節	遺体対策	121
第1	遺体の収容	121
第2	遺体の処理	122
第3	遺体の埋火葬	122
第4	府への応援要請	123
第17節	保健衛生活動	124
第1	防疫活動	125
第2	食品衛生管理	126
第3	被災者の健康維持活動	127
第4	動物保護・受入れ	127
第18節	建築物・住宅応急対策	129
第1	被害認定調査の実施	129
第2	住居障害物の除去	133
第3	被災住宅の応急修理	133
第4	被災家屋の解体	133
第5	応急仮設住宅の建設・供与（建設型応急住宅）	135
第6	応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）	135
第7	応急仮設住宅の運営管理	135
第8	公営住宅等への一時入居	136
第9	市が管理する施設の応急対策	136
第10	住宅に関する相談窓口の設置等	136
第19節	応急教育等	137
第1	休校・休園措置	137
第2	学校園の応急対策	138
第3	応急教育の実施	138
第4	学校給食の措置	139
第5	就学援助等	139
第6	園児・児童・生徒の健康管理等	139

第7	保育所の応急対策	140
第8	社会教育施設等の管理及び応急対策	140
第9	文化財対策	140
第20節	災害廃棄物の処理	141
第1	し尿処理	141
第2	ごみ処理	143
第3	災害廃棄物等処理	144
第4	死亡・放浪動物対策	146
第5	環境保全対策	146
第21節	要配慮者（避難行動要支援者等）への支援	148
第1	避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握	148
第2	社会福祉施設の被災対策	149
第3	被災した要配慮者への支援活動	149
第4	被災した外国人への支援活動	150
第22節	自発的支援の受入れ	151
第1	災害ボランティアセンターの開設・運営	151
第2	災害ボランティアの募集・派遣要請	152
第3	災害ボランティアセンターの業務	153
第4	災害ボランティアの支援	153
第5	義援金・救援物資の受入れ及び配分	154
第6	海外からの支援の受入れ	154
第7	日本郵便株式会社の援護対策等	155
第23節	社会秩序の維持	156
第1	市民への呼びかけ	156
第2	警戒活動の強化	156
第3	物価の安定及び物資の安定供給	156
第4	災害緊急事態布告時の対応	157
第24節	災害救助法の適用	158
第1	災害救助法の適用基準	158
第2	滅失世帯の算定基準	158
第3	災害救助法の適用申請	158
第4	救助の実施	159
第5	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	159
第4章	大規模火災及びその他の災害の応急対策	160
第1節	大規模火災	160
第1	警戒活動	160
第2	応急対策	161
第2節	危険物等災害応急対策	167
第1	危険物災害応急対策	167
第2	高圧ガス災害応急対策	168

第3	火薬類災害応急対策.....	169
第4	毒物・劇物災害応急対策.....	170
第5	管理化学物質災害応急対策.....	170
第3節	大規模交通災害応急対策.....	171
第1	大規模交通災害の種類.....	171
第2	応急対策.....	171
第3	その他突発災害応急対策.....	173

第4編 災害復旧・復興対策

(災害復旧一)

第1章	生活の安定	1
第1節	復旧事業の推進	1
第1	被害の調査	1
第2	公共施設等の復旧	1
第3	事業実施に伴う国の財政援助等	1
第4	激甚災害の指定	2
第5	激甚災害指定による財政援助	3
第6	特定大規模災害	3
第2節	罹（り）災証明書の発行	4
第1	罹（り）災証明書等の発行	4
第2	被災者台帳の作成	5
第3節	激甚災害の指定	6
第1	激甚災害指定の手続	6
第2	激甚災害法に定める事業	6
第4節	被災者の生活再建等の支援	8
第1	災害弔慰金等の支給	8
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	8
第3	市税等の減免・徴収猶予等	9
第4	住宅の確保	9
第5	被災者生活再建支援金	10
第5節	中小企業の復旧支援	13
第1	資金需要の調査	13
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	13
第6節	農林業関係者の復興支援	14
第1	資金需要の調査	14
第2	農林業関係者に対する支援制度の周知	14
第7節	ライフライン等の復旧	15
第2章	市における復興に向けた取組	18

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(南海一)

第1章	総則	1
第1	推進計画の目的	1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章	関係者との連携協力の確保	2
第1	資機材、人員等の配備手配	2
第2	他機関に対する応援要請	2
第3	帰宅困難者への対応	2
第3章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	3
第1	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	3
第2	南海トラフ地震臨時情報	3
第3	防災対応	4
第4	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達	4
第5	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制	5
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6
第1	施設整備等の整備方針	6
第2	建築物等の耐震化の推進	6
第5章	防災訓練計画	7
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	8
第1	市職員に対する教育	8
第2	市民等に対する教育	8
第3	児童・生徒等に対する教育	9
第4	防災上重要な施設管理者に対する教育	9
第5	相談窓口の設置	9

資料編(別冊)